

介護保険料について

1. 介護保険料とは

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料は、市町村ごとに定められています。七宗町の保険料の基準額は**73,200円**で、世帯の所得状況により**13段階**に分かれています。保険料の納め方は、年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書または口座振替で毎月納めていただく「普通徴収」があります。

第2号被保険者(40歳～64歳の方)は、加入している医療保険と一緒に納めていただくことになっています。保険料の額は、加入している医療保険によって異なります。

区分	納付方法		
第1号被保険者	特別徴収	○老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金が年額18万円以上の方	偶数月に支払われる年金から保険料が天引きされ、納付となります。
	普通徴収	○年金受給額が年額18万円未満の方 ○老齢福祉年金を受給されている方 ○年度途中で65歳になった方 ○他の市町村から転入してきた方など	○納付書で納める場合、納付書裏面の金融機関等で納めてください。 ○口座振替の場合、下記提携金融機関から口座振替により納めてください。
第2号被保険者	保険料は、国保や健保など加入している医療保険料と合わせて納めることになります。		
(注意) 保険料の納付方法は、年金の額、種類によって異なります。			

～口座振替について～

口座振替を希望される場合は、振替を希望する下記提携金融機関にて、「口座振替依頼書」、「振替口座の預金通帳」、「通帳のお届け印」をお持ちのうえ、お手続きください。また、近隣以外の提携金融機関には、「口座振替依頼書」が備え付けられていない場合がありますので、七宗町役場住民課又は神淵支所にてお受け取りください。

口座振替が始まるのは、申込みをした月の、翌月末の納期分からとなりますので、それまでの分は納付書でお納めください。また、誤り防止のため、取扱開始期(ゆうちょ銀行の場合は払込開始月)をご記入ください。

変更したい場合も上記のお手続きが必要です。

※特別徴収が始まると、口座振替は自動的に止まりますので、**金融機関でのお手続きは不要です。**

【提携金融機関】

・めぐみの農業協同組合 ・大垣共立銀行 ・東濃信用金庫 ・十六銀行 ・ゆうちょ銀行

2.所得段階別保険料額

所得段階	対象者	基準額に 対する割合	年間保険料
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人または前年の合計所得金額＋課税年金収入額が82.65万円以下の人	基準額 ×0.285	20,860円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が82.65万円超120万円以下の人	基準額 ×0.485	35,500円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の人	基準額 ×0.685	50,140円
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が82.65万円以下の人	基準額 ×0.90	65,880円
第5段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	基準額 ×1.0	73,200円
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	87,840円
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.30	95,160円
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.50	109,800円
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.70	124,440円
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.90	139,080円
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.10	153,720円
第12段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.30	168,360円
第13段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額 ×2.40	175,680円

(注) 保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

(注) 令和8年度から第1段階、第2段階、第4段階、第5段階の基準額が80.9万円から82.65万円に変更されました。(令和8年8月の本算定時から適用されます。)

※令和7年度税制改正に伴う令和8年度介護保険料の特例措置

令和7年度税制改正により、令和7年の給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられます。しかし、介護保険制度は介護保険料収入を見込んで介護保険事業を運営しています。介護保険料は住民税の課税状況や合計所得金額などを算定基準としていますので、今回の税制改正により介護保険料の収入が減少し、第9期介護保険事業計画(令和6年度から令和8年度)の事業運営に支障が出ることを避けるため、介護保険法施行令の規定について税制改正の影響を受けないよう改正が行われました。

令和8年度の介護保険料算定に限り、給与収入が55万円以上190万円未満の人は介護保険料の算定基準となる合計所得金額が税制改正前の水準まで引き上げられ、また、住民税の課税・非課税段階の判定についても同様に税制改正前の基準に基づいて計算されます。そのため、**税制改正の影響により住民税が非課税になった場合でも所得段階を課税とみなす場合があります。**本特例措置は令和8年8月発送予定の令和8年度介護保険料決定通知に反映されます。

介護保険制度を維持するための措置となりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。